

# 令和2年貸切バス事業の実態調査案について

---

第8回 貸切バス運賃・料金制度  
ワーキンググループフォローアップ会合  
令和2年2月21日

# 調査概要

## 現 状

(1) 現在の新運賃・料金制度は、平成24年に発生した関越道高速ツアーバス事故等を契機に「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」において合理的で実効性のある制度の検討を行い平成26年に導入されたもの。その施行状況等について「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」(以下「本WG」)にて把握し、これまで課題等を検討してきたところ。

施行状況のうち、運賃・料金の届出に係る運賃・料金の額に対する変更命令の審査を必要としない範囲について、経済状況の変化又は新たに適用された届出運賃による経営状況、当該地域の市場動向等を踏まえ、原則として2年毎、最初にあつては1年後、基準となる運賃・料金の額及び上限下限の率、割増率についての見直しを行うこととしており、本WGでも見直しについてこれまで議論を行ってきたが、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の対策を優先した結果、現在まで見直しは行われていない。

# 調査概要

## 現 状

また、昨年11月に総務省行政評価局「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」（平成29年7月28日）の勧告に対する改善措置状況について、総務省から国土交通省に対して平成26年4月の公示運賃見直しから5年経過していることもあり、上下限額の早急な見直しについて指摘がなされ、その後の報告を求められているところである。

以上を踏まえ、公示運賃の見直しについてその方法を含めて検討を行う必要がある。

(2) 前回アンケート調査結果において、新運賃・料金制度の導入による短距離・短時間利用時の受注減少の事例等が確認され、前回本WGにて運賃の適用方法等の見直しの必要性について議論がなされたところ。

(3) 過大な手数料等の収受による運賃・料金の実質下限割れ防止対策について、令和1年8月に運送引受書の様式改正等を行い対策強化を実施してきたところ。

# 調査概要

## 調査目的

現状を踏まえ、以下3点について調査を実施する。

1. 基準となる運賃・料金の額の見直しにあたっては、標準能率事業者を選定し、各社の要素別原価調査を実施し、時間・キロ当たりの賃率を算出が必要となる。このため事業規模別、経常収支率毎で経費の増減動向などを調査し、標準能率事業者選定の議論の参考とするため調査するもの。
2. 短距離短時間の輸送等の減少等が前回の実態調査にて明らかになったところ、現行の適用方法が運送実態とかけ離れていないか、かけ離れているのであればゆがみをなくするための適用方法の見直しをWGにおいて議論するにあたり実態を調査するもの。
3. 令和1年8月の運送引受書の様式改正等の手数料対策強化を実施してきたところ、手数料等の収受状況等についてその対策の効果やその後の状況を確認するために実態を調査するもの。

## 調査案

調査対象数：各都道府県約40者、計約1,900者（変更なし）

※40者に満たない都府県は、運輸局管内で調査数を満たすように調整。

※大規模(保有車両50両以上)、中規模(50両未満～10両以上)、小規模(10両未満)の事業規模別

調査対象者の事業規模（車両数）比率：大1：中15：小24（変更なし）

調査項目：前回38項目⇒今回34項目

前回調査項目より

- ①標準能率事業者の選定方法などの参考とする項目
  - ②適用方法の見直しを検討するために参考とする項目
  - ③手数料対策強化等の状況確認のための項目
- 等を追加し、必要最小限に絞り込む。

調査方法：メール、郵送・FAX（変更なし）

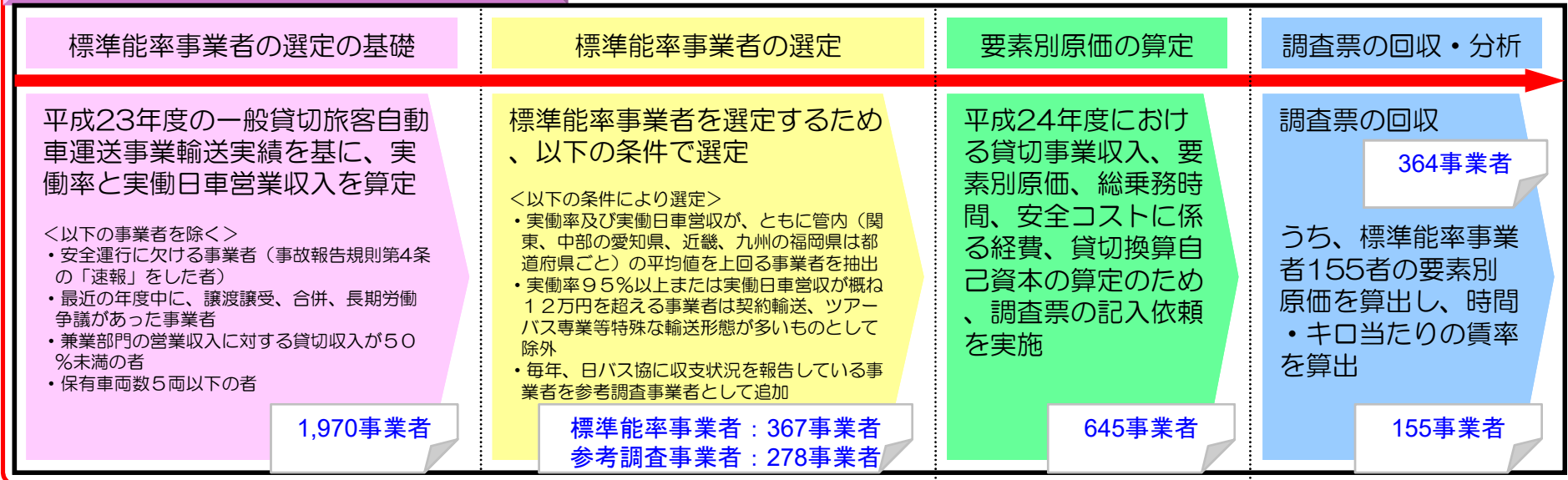
※バス協会員については、日本バス協会の協力の下に実施。

令和2年	2月中	調査対象事業者へ依頼
	3～4月中	調査票の収集
	5月中	集計
	6～7月頃	次回本WGにおいて報告

- ・ 調査結果を踏まえ、公示運賃の見直し（適用方法含む）要素別原価調査の実施について検討

## 新制度の構築のための算出フロー

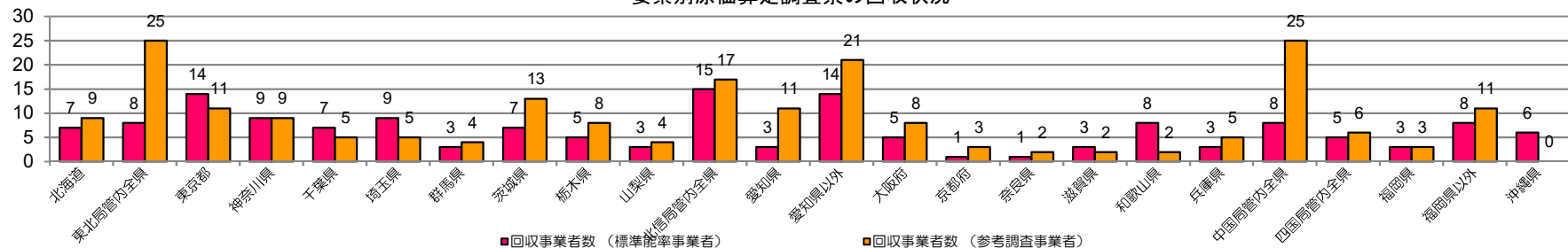
平成25年12月18日 第1回貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ 資料4



## 調査対象事業者及び回収数

運輸局	北海道	東北	関東								北信	中部	近畿						中国	四国	九州		沖縄	合計	
	北海道	管内全県	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	茨城県	栃木県	山梨県	管内全県	愛知県	愛知県以外	大阪府	京都府	奈良県	滋賀県	和歌山県	兵庫県	管内全県	管内全県	福岡県	福岡県以外		沖縄県
標準能率事業者等の選定数	30	72	44	24	30	19	12	25	17	12	50	22	52	29	12	11	8	11	14	56	26	13	44	12	645
回収事業者数	16	33	25	18	12	14	7	20	13	7	32	14	35	13	4	3	5	10	8	33	11	6	19	6	364
標準能率事業者	7	8	14	9	7	9	3	7	5	3	15	3	14	5	1	1	3	8	3	8	5	3	8	6	155
参考調査事業者	9	25	11	9	5	5	4	13	8	4	17	11	21	8	3	2	2	2	5	25	6	3	11	0	209

要素別原価算定調査票の回収状況



## 要素別原価等調査票の例

主たる事業所の都道府県名	長野県	2以上の営業区域を有する場合は、左欄に主たる事業所が所在する都道府県名の記載して下さい。また、この場合は、貸切事業全体としての以下の車両数、収支等を記載して下さい。
事業者名		2以上の営業区域を有する場合は、左欄に主たる事業所が所在する都道府県名にある運輸支局又はバス協会へ提出下さい。
平成24年度末車両数	大型車 24 中型車 小型車	は数値を入力すると自動計算されるセルです

**1. 貸切事業収入(平成24年度実績)**

営業収入	運送収入	運送収入	591,819
	運送雑収	料金収入	21,390
営業外収入	営業外収益		23,050
	合計		636,249

全事業に対する貸切事業の収入比率(%) 45%

**2. 要素別原価(平成24年度実績)** (単位:千円)

運送費	人件費(基準賃金、年間臨給、退職金、厚生費)	218,624
	人件費(基準外賃金)	
	燃料油脂費	116,871
	車両修繕費	33,377
	車両減価償却費	90,487
	自動車税	1,080
	自動車重量税	790
	自動車損害賠償責任保険料	1,293
	車両保険料	4,274
	その他経費	103,610
	小計	570,406
一般管理費	人件費	18,651
	その他経費	22,295
	小計	40,946
営業外費用	金融費用	1,680
	その他費用	5,701
	小計	7,381
適正利潤(5.の資本報酬額が自動入力されます。)		5,157
	合計	623,890

延実在車両数(日車)	8,197
延実動車両数(日車)	6,808
実働率(%)	83.1%

営業収入(円)	636,249
実働日車あたり営業収入(円)	93

走行キロ(キロメートル)	3,837,750
実車走行キロ(キロメートル)	3,469,745

### 3. 乗務時間(平成24年度の指定した6ヶ月間の実績)

総乗務時間実績(6ヶ月間)	1,350
---------------	-------

- (注) ① 出庫から帰庫までの乗務時間実績を、運転日報や運行指示書等をもとに算出願います。  
 ② 交棒運転士が同乗している場合、運転以外の同乗時も含んだ乗務時間を算出してください。  
 ③ 日帰り運行における休憩時間は乗務時間に含みますが、宿泊を伴う運行の場合は、宿泊施設到着後1時間(車内清掃等)、宿泊施設出発前1時間(始業点検)を乗務時間に加え、それ以外の宿泊施設滞在時間は控除してください。  
 ④ 全運転士について、指定した6ヶ月間(1・5・7・9・11月)の乗務時間の総合計を記入してください。

### 4. 安全コスト(平成24、25、26年度の実績及び計画額)

(単位:千円)

安全措置または安全関係設備	24年度(実績額)	25年度(実績又は計画額)	26年度(計画額)
貸切バス安全性評価認定経費	386	0	
先進安全自動車の導入	0	0	
デジタル式運行記録計の導入	0	3,975	
ドライブレコーダーの導入	0	0	
事故防止コンサルティング経費	655	0	
ITを活用した運行管理機器	0	5,500	
合計	1,041	9,475	0

- (注) ① 安全措置または安全関係設備に係る投資実績及び計画を記入してください。  
 ② 減価償却資産の場合は、年度の減価償却費を、一括償却の場合は経費額を記入してください。  
 ③ 例示項目以外の安全投資を行った場合は、空欄に追加して記入してください。

### 5. 貸切事業に係る資本報酬(平成24年度実績)

(単位:千円)

負債合計	A	1,178,122	
資本合計	B	140,031	
負債及び資本合計	C=A+B	1,318,153	
自己資本構成比(%)	D=B/C	0.106232736	
貸切事業用資産	車両簿価	E	295,942
	その他固定資産簿価	F	87,265
	運転資本	G	50,185
	ベースとなる資産合計	H=E+F+G	433,392
資本報酬	I=D×H×資本報酬率	5,157	

- (注) ① 固定資産の貸切バス事業への配分は、「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」(昭和52年5月17日付け 自総第338号、自放第151号、自資第55号)により配分してください。  
 ② 運転資本は営業費(償却費を除く)の4%としてください。  
 ③ 資本報酬率は0.112です。

記入担当部署	
記入担当者	
連絡先(TEL)	
連絡先(Eメール)	



令和1年6月3日第7回貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合 資料1抜粋

## 調査対象

( )内は前回調査（平成29年9～10月実施）

調査対象事業者数 ※1		回答数	回答率
貸切バス事業者		1,865 (1,055)	1,157※2 (552) 62.0% (52.3%)
内訳	バス協会員	1,279 (579)	868 (333) 67.9% (57.5%)
	非会員	586 (476)	283 (219) 48.2% (46.0%)

※1 事業規模比率 大規模【50両以上】：中規模【10～50両未満】：小規模【10両未満】＝1：15：24（1：1：1）  
各都道府県毎に約40者を選定。ただし、40者に満たない場合は運輸局管内で調整数を満たすように調整。

※2 協会加入の有無について無回答6者含む。

## 調査手法

メール調査（平成30年12月3日～平成31年2月1日） ※バス協会員については、日本バス協会の協力の下に実施。